

ご旅行条件書(海外・募集型企画旅行)

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件書および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ニュージャパントラベル(富山県富山市奥田新町8-1 ポルティアトモ1階、観光庁長官登録旅行業818号、以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 「海外旅行」とは、国内旅行(本邦内外のみの旅行)以外の旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの書面によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託営業所(以下併せて「当社」といいます)にて、所定の申込書に所定事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続をお願いします。ただし、定期期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めることによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。なお、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させる時は第26条(2)の(イ)の定めによります。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提示しない場合は、当社は、予約がなかつたものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

申込金(おひとり)	
旅行代金	出発日の前日から起算してさかのぼって60日前にあたる日まで
10万円以上	10万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
30万円以上 50万円未満	5万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
15万円以上 30万円未満	3万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
10万円以上 15万円未満	2万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上 旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。定期期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等で定めることによります。

- (6) お申込み段階で、満席その他事由によりその時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と、契約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます)をすることがあります。
(ア) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただく期間(以下「ウェイティング期間」といいます)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するときに預り金を申込金に充当します。
- (ウ) 旅行契約は当社が前(イ)より、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承認通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時に成立するものとします)。
- (エ) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様へ払い戻します。
- (オ) 当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する際にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様へ払い戻します。この場合にはお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。
- (カ) 当社は(ア)のお待ちいただける期限までに連絡が取れなかつたときは、予約が成立しなかつた場合であっても予約を取り消すことがあります。この場合預り金は全額払い戻いたします。
- (7) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあつた場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日程で、構成者の名簿を当社に提出いただきます。当社は、契約責任者の構成者に対する現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選出した構成者を契約責任とみなします。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満若しくは中学生以下の場合は、原則親権者の方のご同行を条件とします。
- (3) 特定旅客対象を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) お客様が暴力団、暴力團員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合はご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が当社に對して暴力的又は必要な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (6) お客様が風説を流布したり、偽証や威力を用いて当社を攻撃したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることができます。
- (7) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方の他特別の配慮を必要とする方は、お申込みに際し、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申ください(旅行契約が成立後にこれらの状態になった場合はも直ちにお申ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (8) 前号の(7)お申込み受けた場合は、当社は、可能な限り合理的な範囲内にこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び個々とされる措置についてお問い合わせ下さい、又は書面でそれらを申し出してくださいことがあります。
- (9) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者は又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させさせていただくことがあります。なお、お客様からお申込みいただいた措置を手配することができない場合は、(ア)お客様の都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより別途条件によるとお断りすることができます。
- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることができます。
- (11) お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより別途条件によるとお断りすることができます。
- (12) お客様のご都合による旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は離脱の予定日等の連絡が必要です。
- (13) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることができます。
- (14) のその他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りことがあります。
- (15) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「海外安全ホーメーページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

す。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対応適切な措置がとれると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取消料を申受けます。

(16) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」を確認下さい。

衛生情報について

厚生労働省検疫所「海外で健康に過ごすために」(<http://www.forth.go.jp/>)

4. 契約書面及び確定書面「最終日程表」の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡します。なお、この書面及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。

確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を聞くとも旅行開始日の前日までにお渡します。

(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日目に当たる日より以前にお渡します)が運行開始日の年末年始、ゴールデンウィーク等の時期に当たる場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降に旅行を変更することができます。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡します)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日の前日までにお渡します。また、お渡し日程日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

(3) 当社が手配し、旅費を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます)とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。

「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

(2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示したのものであります。

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(イ) 「割引代金」

a. 「リピート割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金

b. 「子供割引代金」等と称する他の条件による割引代金

c. その他「○○割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金

e. 「延泊」等と称する滞泊のための追加代金

f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(ア) 「追加代金」

a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金

c. 「CFクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金

